

## (仮称) 帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会設置要綱

### (設置)

第1条 聴覚障害者にとって、手話は言語であり、コミュニケーションをとるための重要な手段となっているという認識に立ち、地域において手話を使用しやすい環境づくりを進め、ろう者とろう者以外の方々が共生することができる「ノーマライゼーション理念」の実現を図る(仮称)帯広市手話に関する条例の制定に当たり必要な事項を検討するため、(仮称)帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 条例に盛り込むべき事項及び内容
- (2) 条例の施行に伴い実施すべき施策

### (委員構成)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 手話通訳に関する活動を行う団体の関係者
- (3) ノーマライゼーションに関する活動を行う団体の関係者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による検討が完了する日までとする。

### (検討会)

第5条 検討会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 検討会は、会長が招集し、主宰し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 検討会の事務は、帯広市保健福祉部障害福祉課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。